

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、作物統計調査の作況調査・花き調査（以下、「本調査」という。）として実施したものであり、花きの作付（収穫）面積及び出荷量の現状とその動向を調査して、生産対策、需給調整、流通改善対策等に関する資料を作成することを目的としている。

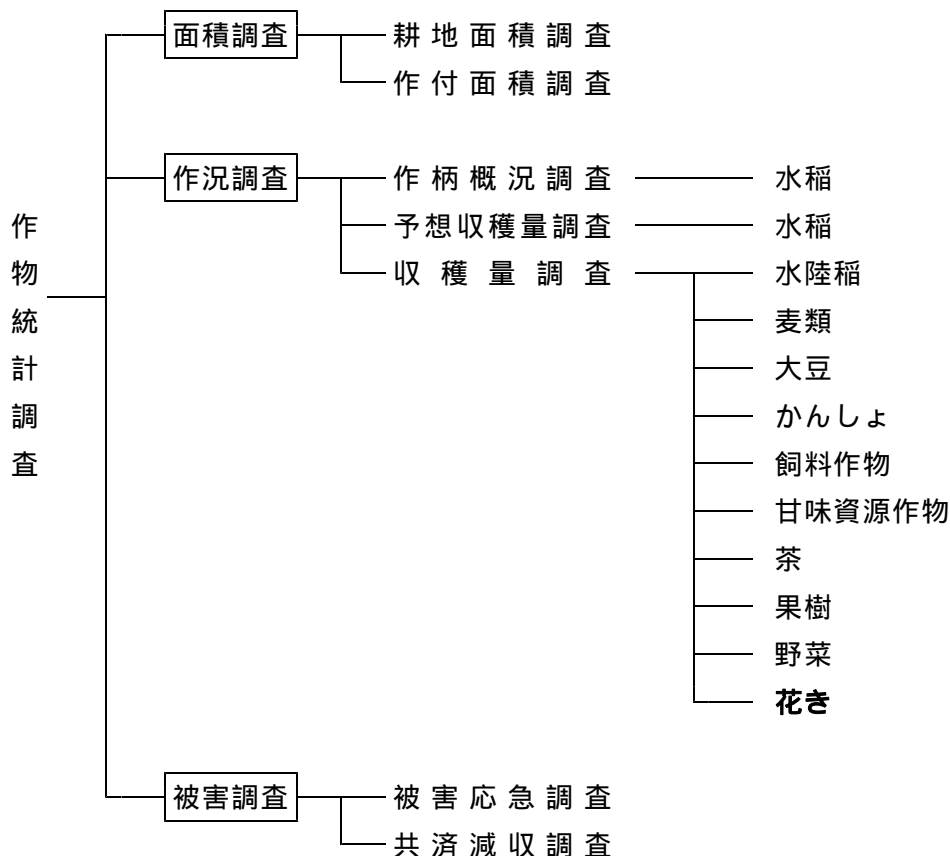
(2) 調査の根拠

作物統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づき定められた作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）による指定統計調査（指定統計第37号）として実施している。

(3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて行った。

(4) 調査の体系



(5) 調査の対象等

ア 調査の範囲

全国を対象として調査を実施した。

なお、本調査は周期年で全国調査を実施しており、本年産は全国調査年に当たることから全国値は各都道府県の値を加算したものである。一方、前年産の全国値については、前年産の主産県の結果と前回全国調査年（平成16年産）における全国に占める主産県の割合を基に推計したものである。

イ 調査対象

(ア) 集出荷団体及び集出荷業者

平成18年度青果物・花き集出荷機構調査における花きの年間出荷金額が5,000万円以上の集出荷団体及び集出荷業者を調査対象とした。

(イ) 個人出荷農家等

2005年農林業センサスにおける農林業経営体調査結果から花き・花木の販売金額が2,000万円以上の個人出荷農家等（売り上げ1位の出荷先が「農協」又は「農協以外の集出荷団体」である経営体及び花木の作付面積が花き類の作付面積より大きい経営体を除く。）を調査対象とした。

ウ 調査対象数

	集出荷団体等					個人出荷農家等					情報収集市町村数 ⑪
	配分数 ①	選定数 ②	回収数 ③	回収率 ④=③/②	集計数 ⑤	配分数 ⑥	選定数 ⑦	回収数 ⑧	回収率 ⑨=⑧/⑦	集計数 ⑩	
花き	691	660	620	94	614	2,551	2,314	1,799	78	1,748	1,182

注：1 配分数は、調査対象に該当する団体等、選定数は、実際に対象とした団体等の数である。

2 回収率は、調査票が回収されたすべての団体等、集計数は、いわゆる有効回答であり、集計に利用した団体等の数である。

(6) 調査期日

当該年産の収穫・出荷の終了した平成20年2月末日に実施した。

(7) 調査品目（4類計19品目）

平成19年産（今回調査）から調査品目の見直しを行った。

区 分	平成18年産以前	平成19年産	区 分	平成18年産以前	平成19年産
切り花類計	○	○	鉢もの類計	○	○
き輪ぎく	○	○	シクラメン	○	○
くスプレイぎく	○	○	プリムラ類	○	
小ぎく	○	○	ベゴニア類	○	
カーネーション	○	○	洋ラン	○	
ばら	○	○	シンビジウム	○	
りんどう	○		デンドロビウム	○	○
宿根かすみそう	○	○	ファレノプシス	○	
洋ラン類	○	○	その他の洋ラン類	○	
スターチス	○	○	サボテン及び多肉植物	○	
ガーベラ	○	○	観葉植物	○	○
トルコギキョウ	○	○	花壇用苗木の類計	○	○
球根切り	○	○	パンジー	○	○
チューリップ	○		サルビア	○	
アルストロメリア	○	○	マリーゴールド	○	
花その他球根切り花	○		ペチュニア	○	
切り葉	○	○	にちにちそう	○	
切り枝	○	○			
球根類計	○	○			
ゆり	○				
チューリップ	○				
グラジオラス	○				
フリージア	○				

(8) 調査事項

作付（収穫）面積及び出荷量

(9) 調査方法

集出荷団体、集出荷業者、個人出荷農家等に対する往復郵送調査により行った。

なお、作付面積の増減動向、被害の発生状況等の確認について、必要に応じて都道府県等の行政機関、花き試験場、花き市場、花き関係協会等の関係機関からの情報収集を行った。

(10) 推計方法

各都道府県計は、本年産の調査対象の結果と前年産又は前回全国調査年（平成16年産）における都道府県計に占める調査対象の割合を基に推計した。

$$19\text{年産都道府県計} = 19\text{年産調査対象計} \times \frac{18\text{年産（16年産）都道府県計}}{18\text{年産（16年産）調査対象計}}$$

(11) 目標（実績）精度

本調査においては、目標精度を設定していない。

2 用語の説明

(1) 年産区分

平成19年産から年産区分を暦年（1～12月）に統一し、平成18年産についても前年産対比算出のため、暦年で再集計した。平成17年産以前の年産区分は主たる出荷期間について取りまとめており、切り花類の作型別区分の出荷期間は次のとおりである。

品 目	作 型	主たる出荷期間	品 目	作 型	主たる出荷期間		
輪 ぎ く	露 地	夏ぎく 当年 4月～ 当年10月	洋 ラ ン 類	施 設	年 月 年 月 当年 1月～ 当年12月		
		秋ぎく 当年10月～ 翌年 2月			ス タ ー チ ス	施 設	当年 1月～ 当年12月
	施 設	当年 3月～ 当年 7月			ガ ー ベ ラ	施 設	当年 1月～ 当年12月
ス プ レ イ ぎ く	施 設	春夏ぎく 当年 3月～ 当年 8月	トルコギキョウ	露 地	当年 4月～ 当年11月		
		早咲秋ぎく 当年 6月～ 当年10月			施 設	半促成 当年 5月～ 当年 7月	
		秋ぎく・寒ぎく 当年 9月～ 翌年 2月				促 成 当年 9月～ 当年11月	
小 ぎ く	露 地	当年 5月～ 翌年 3月		促 成 当年 4月～ 当年 7月			
	施 設	当年 4月～ 翌年 3月		当年 8月～ 当年 9月			
カーネーション	露 地	当年 7月～ 当年11月		ゆ り	露 地	当年 6月～ 当年11月	
		施 設	無加温 当年 6月～ 当年12月			施 設	半促成 当年 4月～ 当年 6月
			加 温 前年10月～ 当年 6月				促 成 当年 9月～ 翌年 3月
ば ら	露 地	当年 6月～ 当年11月	アルストロメリア		露 地		当年 8月～ 当年10月
	施 設	当年 1月～ 当年12月				施 設	前年11月～ 当年 6月
宿根かすみそう	施 設	当年 1月～ 当年12月					

(2) 作付面積

販売を目的として、花き栽培のために利用していた耕地の面積をいう。したがって、自家用として庭園等に栽培していたもの及び公園などで観賞用に植え付けられていたものの面積は除いた。

(3) 収穫面積

球根類及び鉢もの類については、作付面積のうち、収穫・出荷した花きの利用面積をいい、育成中の球根類等の利用面積は除いた。

(4) 出荷量

収穫された花きのうち販売に供されたものの量をいい、育成中の球根及び苗類は含まない。

(5) 集出荷団体

生産者から花きの販売の委託を受けて花きを出荷した総合農協、専門農協又は有志で組織した任意組合をいう。

ア 総合農協

農業協同組合法で定められた農業協同組合のうち、一般に組合の行った事業が信用事業とその他の事業（共済、購買、販売、営農）を兼営した単協をいう。

イ 専門農協

農業協同組合法で定められた農業協同組合のうち、一般に組合の行った事業が特定作目を対象とし、あるいは1事業に限定されていた農協をいう。

ウ 農事組合法人

農業協同組合法で定められた農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ったもので農業生産は行わない法人（いわゆる1号法人）をいう。

エ 任意組合

個別生産者によって組織された花きの出荷を行った(5)のア～ウ、(6)及び(7)以外の団体（法人、非法人は問わない。）をいう。

なお、任意組合のうち、名目的な集出荷団体もここに含めた。

(6) 集出荷業者

産地で生産者などから花きを集めて出荷した産地仲買人、産地問屋等をいい、産地集荷市場に上場されたものを買い取って再び他市場に出荷することを主とした業者も含めた。

(7) 個人出荷農家等

個人出荷農家、協業経営体及び会社をいう。

ア 個人出荷農家

直接卸売市場等へ花きを出荷した農家をいう。

なお、ここでいう農家には、家族経営が法人形態（会社等）となっていた1戸1法人の農家を含めた。

イ 協業経営体

法人格の有無にかかわらず、2戸以上の世帯が農業経営に関係し、栽培、販売、収支、決算、利益の配分までを一貫して共同で行ったものをいい、農地法（昭和27年法律第229号（以下、同じ。））上の手続きを経て農地を取得していた農事組合法人、会社組織を含める。

なお、ここでいう農事組合法人は、農業協同組合法で定められた農業経営を行った法人（いわゆる2号法人）並びに農業経営とこれに附帯する施設の設置又は農作業の共同化をあわせて行ったものをいう。

ウ 会社

農地法上の適用を受けていない土地（既存の工業用地等）で農業経営を営んでいた会社組織をいう。

3 利用上の注意

(1) 全国農業地域等の区分とその範囲

本書に掲載した統計の全国農業地域等の区分とその範囲は、次のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

イ 地方農政局

地方農政局	所 属 都 道 府 県 名
東 北 農 政 局	アの東北の所属都道府県と同じ。
北 陸 農 政 局	アの北陸の所属都道府県と同じ。
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
近 畿 農 政 局	アの近畿の所属都道府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九 州 農 政 局	アの九州の所属都道府県と同じ。

注： 東北農政局、北陸農政局、近畿農政局、九州農政局の結果については、当該農業地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

(2) 本書に掲載した作付（収穫）面積及び出荷量の統計数値は、各表示単位（a、千本（千球、千鉢））に基づき、以下の方法によって四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

原 数		7けた以上 (100万)	6 け た (10万)	5 け た (万)	4 け た (1000)	3けた以下 (100)
四捨五入するけた（下から）		3 け た	2 け た		1 け た	四捨五入 し ない
例	四捨五入する前（原数）	1 234 567	123 456	12 345	1 234	123
	四捨五入した数値（統計数値）	1 235 000	123 500	12 300	1 230	123

(3) 統計表に使用した記号は、以下のとおりである。

「 - 」：事実のないもの

「...」：事実不詳又は調査を欠くもの

「 0 」：単位に満たないもの（例0.4ha 0 ha）

「 × 」：個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

(4) この統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の農林水産統計情報総合データベースに掲載している。
【<http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/toukei>】

(5) 連絡先

農林水産省 大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 園芸統計班

代表：03（3502）8111 内線 3680

直通：03（6744）2044